

大阪府後期高齢者医療広域連合資金管理運用方針細則

1 目的

この細則は大阪府高齢者医療広域連合資金管理運用方針（以下「運用方針」とする）の規定に基づき、資金に余裕が生じた場合の運用について必要な事項を定め、信用リスクへの対応を図ることを目的とする。

2 対象金融機関

運用方針の別表記載の「運用期間及び上限額」を定める金融機関については、下記一覧表のとおりとする。

対 象	金融機関名（申請順）
信用格付機関（スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・ジャパン、日本格付研究所、格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパンのいずれか）において、A評価以上を取得した金融機関のうち、会計管理者が認めるもの	三菱 UFJ 銀行、 りそな銀行、 みずほ銀行、 三井住友銀行、 三菱 UFJ 信託銀行、 三井住友信託銀行、 あおぞら銀行、 関西みらい銀行、 兵庫県農業協同組合連合会、 尼崎信用金庫、 南都銀行、 紀陽銀行、 SBI 新生銀行、 京都銀行、 大阪府信用農業協同組合連合会、 名古屋銀行、 香川銀行、 東京スター銀行、 野村証券、 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、 SMBC 日興証券、 広島銀行、 住信 SBI ネット銀行、

	伊予銀行
--	------

附 則

この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年8月19日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年11月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年1月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年12月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年12月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年5月8日から施行する。